

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式 1株券、10株券、100株券、1000株券、10000株券、100000株券 A種株式及びB種株式 1株券、10株券、100株券、1000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
株券喪失登録に伴う手数料	1.喪失登録簿管理手数料 1件につき 8,400円 2.喪失登録株券管理料 株券1枚につき 525円 3.株券喪失登録受理料 1件につき 630円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買取・売渡し手数料	—
公告掲載方法	東京都において発行する日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2 株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日をもって、住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更したため、以下のとおり、商号・住所等が変更となっております。

- | | |
|---------|--------------------|
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |
| | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |
| | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 |

3 日本証券代行株式会社での事務取次は、平成24年3月31日をもって終了となりました。